

23 消 安 第 3601 号
平成 23 年 10 月 12 日
最終改正：令和元年 6 月 28 日

北海道農政事務所消費・安全部長、各地方農政局消費・安全部長、
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長、関係団体 宛て

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底等について

水田における農薬の使用に当たっては、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）第 7 条において、農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じることが求められており、「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成 19 年 3 月 28 日付け 18 消安第 14701 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）及び毎年 6 月から 8 月にかけて実施している農薬危害防止運動等において、ラベルに記載されている止水に関する注意事項を確認して止水期間を 1 週間程度とすることなどについて指導をお願いしてきたところである。

今般、中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会において、水稻除草剤であるプレチラクロールについて、環境省が水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（以下「水産基準値」という。）の案を示し、これが了承されたところであるが、その際に、平成 17～20 年にかけて全国で実施された水質検査の結果を精査したところ、局地的にはあるが、水産基準値案を上回る濃度の農薬成分が検出された事例があることが明らかとなった。その原因としては、当該農薬の普及率が特に高い地域であったこと、水稻の移植前に使用された農薬が、止水期間が遵守されなかったために水田から流出したこと等が推察されている。

このため、貴下都道府県の担当者に対し、下記の点に留意の上、水田において使用される農薬における止水期間の遵守その他の水質保全対策の実施について、農薬使用者に対して改めて指導が徹底されるよう、通知及び指導願いたい。なお、その際には、下記の 2 に該当する農薬については、現在農薬登録上の使用時期を「植代時から移植 7 日前まで」に変更する手続きが進められていることも併せて周知ありたい。

また、環境省は、「農薬による水産動植物の被害防止のための実環境中濃度の実態把握について」（平成 23 年 10 月 12 日付け環水大土第 111012001 号環境省水・大気環境局長通知）により、水質モニタリング及びその結果を踏まえた環境保全対策の検討について、都道府県知事宛てに通知しているところである。今後、水質モニタリングの結果、公共用水域において水産基準値の超過が見られる場合には、その超過の程度と割合によっては、当該農薬の使用法又は注意事項の変更等を検討することとなることをご承知

おきいただきたい。

記

1. 農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項を確認し、その内容を遵守すること。また、止水期間における農薬の流出を防止するため、畦畔の整備などの必要な措置を講じること。
2. 特に、水稻の移植前に使用することができる農薬については、農薬のラベルにおいて使用時期が「植代時から移植 4 日前まで」とされているものであっても、農薬の河川等への流出を低減するため、使用時期は植代時から移植 7 日前までとし、移植 6 日前以降には使用しないこと。
3. 以上の措置を講じてもなお、水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値を上回る濃度の農薬成分が公共用水域から検出される地域においては、
 - (1) 当該農薬成分を含む農薬の移植前における使用の中止
 - (2) 当該農薬成分を含まない農薬の導入の促進等による地域で使用される農薬の多様化など、地域の実情を踏まえつつ、同一の農薬成分を含む農薬が短期間に集中して使用されるのを避けるための対策を検討すること。なお、そのような対策がとられた場合には、その内容等について農林水産省に報告すること。

附則（平成 31 年 3 月 29 日）

本通知は、平成 31 年 3 月 29 日から適用する。

附則（令和元年 6 月 28 日）

本通知は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。